

## 第3章 労働組合の資格審査等

### 第1節 資格審査の概況

#### 1 新規係属件数

平成27年中に全労委に係属した新規係属件数は614件で、26年に比べ89件減少した。新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが426件で、26年に比べ3件増加している。なお、全体に占める割合は69%となっている。(第39表及び巻末統計表第20表参照)

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率(全労委)

区分 年							構成比率				
		23	24	25	26	27	23	24	25	26	27
事項	新規係属件数	709	709	714	703	614	100	100	100	100	100
	内訳										
	委員推薦	147	217	153	207	146	21	31	21	29	24
	不当労働行為	491	419	509	423	426	69	59	71	60	69
	法人登記	64	65	42	70	39	9	9	6	10	6
	総会決議	7	8	10	3	3	1	1	1	0	0
	協約拡張適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

このほか、委員推薦が146件で61件の減少、法人登記に伴うものは39件で31件の減少、総会決議に伴うものが3件で前同となっている。

そのうち、中労委における新規係属件数は85件で、全て不当労働行為の救済申立てに伴うものとなっている(巻末統計表第22表参照)。

#### 2 審査

平成26年からの繰越件数588件、新規係属件数614件の合計1,202件のうち、適格決定367件、取下又は打切286件、不適格2件で合計655件が終結し、547件が28年に繰り越された(巻末統計表第20表参照)。

適格決定がなされた367件の内訳は、委員推薦に伴うもの138件、不当労働行為救済申立てに伴うもの192件、法人登記に伴うもの35件、総会決議に伴うもの2件となっている(巻末統計表第21表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは3件である(巻末統計表第22表参照)。

## 第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越し事件、平成27年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第23表参照）。

## 第3節 協約の拡張適用

労組法第18条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越し事件、平成27年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第24表参照）。